

つながり新聞

平成30年8月号

NEWS

介護保険法の改正 新たなサービス制度

2018年8月から介護保険改正により自己負担2割の方は3割に引き上げられます。介護保険制度では利用者(以下、被保険者)というは、介護サービスを利用する者(以下、被保険者)というは、税金などの公費と40歳以上の人の介護保険料の半分ずつでまかなわれています。新しく施行される介護保険の知識を身に付け、新たなサービスやポイントをおさえ、不利益にならないよう公平で安定したサービスを利用できるように備えましょう。詳しい改正点は、ホームページをご覧ください。

介護保険制度の仕組み



Tax Info

個人の消費税の中間申告納付

個人事業主でも、消費税の中間申告の対象になり得ることをご存知でしたか？ 消費税の中間申告は、消費税を納税している事業者全てに必要なものではありません。前年(前事業年度)の消費税額を基準に、申告が必要な事業者が決められています。また、中間申告の義務がなくても提出書を提出することで申告をすることができ、また消費税の納税を一度に行うのではなく、分割することで納税者の負担を軽減することが目的となっています。

<発行元>
いちかわ税理士事務所
平塚市東真土3-3-5
電話 0463-54-5366
FAX 0463-71-5313
http://0463545366.com/

今月の1枚


Topics

睡眠と記憶の関係とは

暑い日が続いていますが、しっかりと睡眠とついていますか？人は寝ている間、脳睡眠とノンレム睡眠という2つの睡眠を、90分ごとのサイクルで繰り返しているようです。充分に脳と体を休息させるためには、0時に寝るのがベストといえるようです。また寝る前に38度前後の湯につかるのもおすすめです。記憶については、覚えてあとすぐ寝るのが良い」という研究結果が出ています。

近所で撮った一枚。ピンクが可愛いですね

Teamいちかわ



ポケットモンスターでお馴染みのピカチュウ大量発生チュウ！横浜みなとみらいに行ってきました♪



湘南ひらつか花火大会

今年もいろいろな場所で花火大会が開催されました。平塚市では、8月24日(金)に開催されます。ワイドスターメインや尺玉、だるま型花火など約3000発の打ち上げが予定されています。また、音楽とのシンクロ花火「ハナビレビュージョン」も計画。花火の開始前には太鼓の演奏も行われる予定なので、盛り上がる事まちがいなし！

8月の主な税務

- 個人事業税の納付
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付
- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 6月決算法人の確定申告
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告、など

今月の<気になる!>
税理士あるある・電卓編
面接官「学生時代に打ち込んだものはなんですか？」
私「電卓です！」
面接官「……」



宝くじの当選金
結論からいいますと、宝くじは非課税扱い。所得税はもちろん住民税もかかりません。非課税な理由ですが、宝くじを買った時点でその金額の約40%が収益金として、販売元の自治体に収められているからです。300円の宝くじを10枚購入した場合、購入しただけで、40%の120円を税金として納めていることとなります。冷静になってみると結構な額ですね。ということで、宝くじは当選したら非課税である事です。ただし、贈与税はかかりません。これだけは覚えておいてください。
☆次回はガソリン税です。

HPでは税務に関する情報や、事務所の活動・日常のレポートを掲載しております。http://0463545366.com/

